

清須市遺児手当支給に関する条例（平成17年清須市条例第100号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	清須市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-2： 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	清須市遺児手当支給に関する条例（平成17年清須市条例第100号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年清須市条例第30号）別表第1 第3の項 清須市遺児手当支給に関する条例（平成17年清須市条例第100号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号） 第1条	清須市遺児手当支給に関する条例(平成17年清須市条例第100号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	（この法律の目的） 第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	（趣旨）第1条 この条例は、遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図るため支給する遺児手当に関する事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		清須市遺児手当支給に関する条例（平成17年清須市条例第100号）清須市遺児手当支給に関する条例施行規則（平成17年清須市規則第78号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	清須市遺児手当支給に関する条例第5条及び清須市遺児手当支給に関する条例施行規則第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	遺児手当の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	清須市遺児手当支給に関する条例第3条第2項及び清須市遺児手当支給に関する条例施行規則第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	遺児手当を受けようとする者及びその者が監護し、若しくは養育する者又は同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	清須市遺児手当支給に関する条例施行規則第6条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	遺児手当の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ニ	清須市遺児手当支給に関する条例施行規則第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者、当該者が監護し、若しくは養育する者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月30日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	